

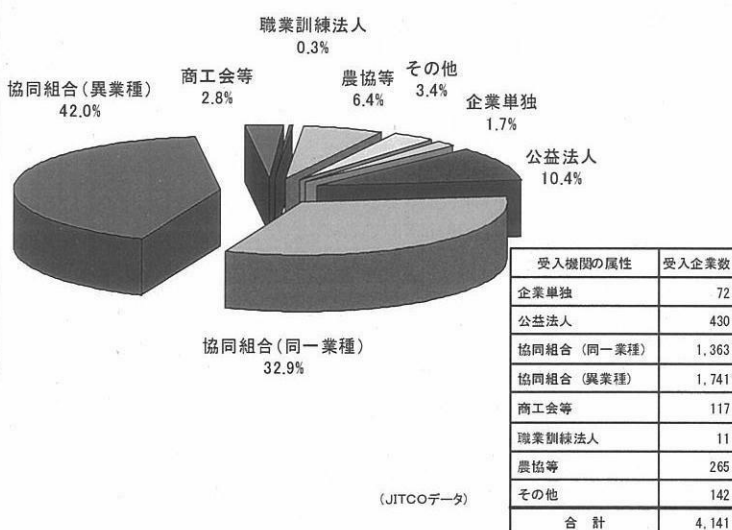
不正行為認定件数 (法務省データ)

	H15年	H16年	H17年	合計
認定件数	92	210	180	482 (100%)
うち団体監理型	87	208	175	470 (98.0%)

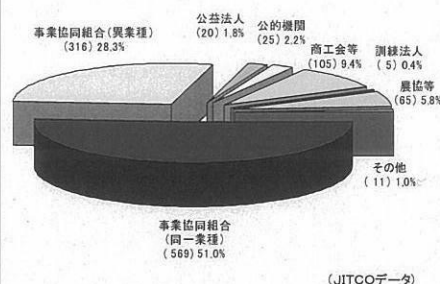
技能実習期間中における失踪者数 (JITCOデータによる)

	失踪者報告数(A) (2001年度～2005年度)	当該期間の技能実習生数* (B)	A/B×100(%)
企業単独型	121	7,856	1.5
団体監理型	6,198	156,558	4.0

JITCO巡回指導で指摘のあった受入れ企業の属性(受入団体)別割合



技能実習移行申請企業(団体監理型)が所属する団体の種別内訳



技能実習移行申請企業が所属する団体
(研修時の第1次受入れ機関：全1116団体の種別内訳)

4. ブローカー等の存在

研修生・実習生の受入れに当たっては、企業単独型の場合は、受入れ対象が送出し国の現地法人・合併企業等の常勤職員に限られており、いわばグループ企業間における従業員の異動であるため、基本的にはブローカーと呼ばれるようなあっせん機関が介在する余地はない。

一方、団体監理型においては、受入れ企業は独自に研修生を受け入れるノウハウや送出し機関とのパイプを持たないことから、事業協同組合等の受入れ団体が研修生・実習生の受入れ窓口となり、送出し機関(送出し国政府の認定を受けた商事会社等)との連絡、調整を行っている。また、研修生・実習生本人の側も日本の受入れ団体・受入れ企業との連絡、調整はすべて送出し機関に委ねている。

このように、団体監理型においては、受入れ企業と研修生・実習生の間に国内においては受入れ団体が、国外においては送出し機関が介在する仕